

コロナ禍における事業者支援

協力金 都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

12/18～1/7協力実施済 1事業者あたり一律 **84万円**

申請受付
2/26
まで

要
対
象

- 東京都の営業時間短縮要請を受けた、特別区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等
- 対象期間において、朝5時から夜10時までの間に営業時間を短縮すること
- ガイドラインを順守し「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること

協力金 都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

(A) 1/8～2/7 協力事業者 1店舗あたり **186万円**
 (B) 1/12～2/7 協力事業者 1店舗あたり **162万円**
 (C) 1/22～2/7 協力事業者 1店舗あたり **102万円**
※大企業も対象

申請方法などは
決定次第
東京都が
公表の予定

対
象
要
件

- 「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の中小企業、個人事業主または大企業(みなし大企業含む)が運営する飲食店等
- 夜8時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は午前11時から夜7時までとすること
- 対象期間において、営業時間の短縮に全面的に協力すること
- ガイドラインを順守し「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること
- 大企業については、都内にあるすべての直営店舗、傘下のフランチャイズ店に対しても上記の協力依頼を行うこと

一時金 国 売上の減少した中小事業者に対する一時金

法人**40万円以内** 個人**20万円以内**

申請方法などは
決定次第
経産省が
公表の予定

対
象
要
件

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者
- 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)があること
- 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)により、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること

その他の支援策



- 事業再構築補助金(補助金)
- 中小企業生産性革命推進事業(補助金)
- 日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化等(資金繰り支援)

経済産業省の
ホームページ



- 飲食業者向けテラス営業支援の申請受付期間延長(2月26日まで)
- 飲食業者の業態転換支援の申請受付期間延長(2月26日まで)
- 中小企業等による感染症対策助成事業 ほか

都産業労働局の
ホームページ

